

●お客様から下記ICを確認してください

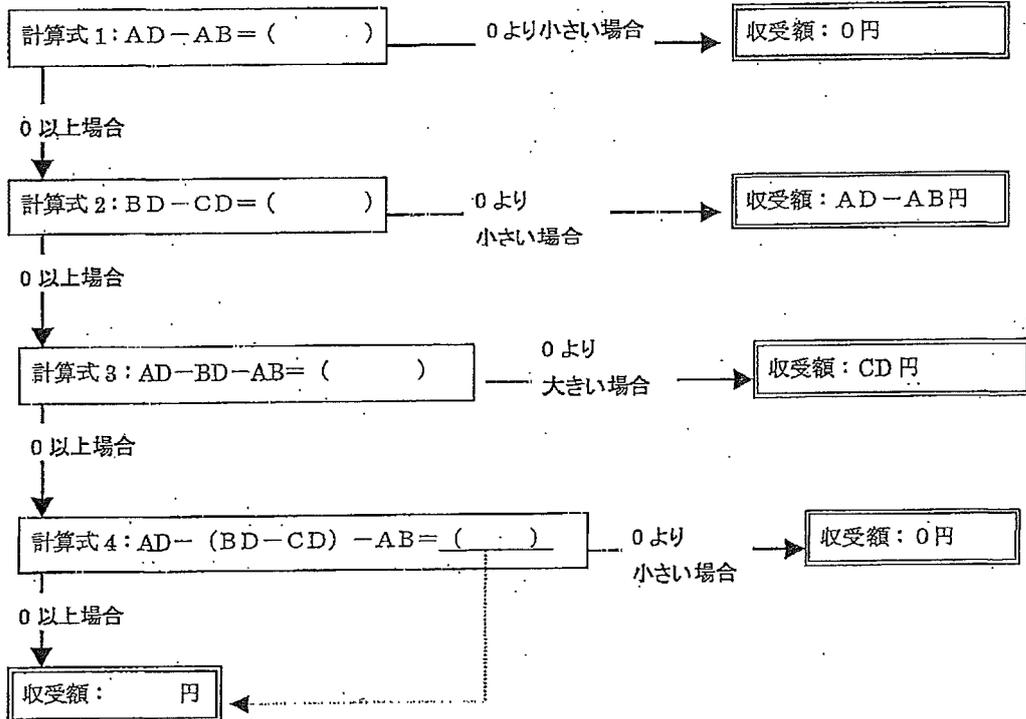
通行止め前の流入IC名 (最初に流入したIC)		---A
流出IC (通行止め等により流出したIC)		---B
再流入IC名 (流出後再流入したIC)		---C
当該料金所IC名 (最終出口IC (当該IC))		---D

●料金表

AD料金 (~)	
BD料金 (~)	
CD料金 (~)	
AB料金 (~)	

* B料金所での支払い額に関わらず、料金表により計算

●計算式



手書利用証明書

No. _____

道路利用証明書

交付 年 月 日 交付者氏名 ④
受領者氏名 ④

返納 年 月 日 返納者氏名 ④
受領者氏名 ④

返納理由 _____

No. ④

新 道 路 利 用 証 明 書

(現金扱いの場合に、本証を返して領収書に代ります。)

取付 1. 現金 2. 前払 3. 当納 4. 後納	取付先 1. 現金 2. 前払 3. 当納 4. 後納 5. 後納 6. 後納	用途 1. 住居用 2. 事務所 3. 倉庫用 4. 車庫用 5. 軽自動車等
---	--	---

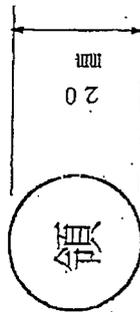
取付先

1. JCB	2. 日本信託
3. AMERICAN EXPRESS	4. 三井住友
5. VISA	6. MASTER Card

会社名 _____ 日本道路公団
〒 _____ 所属

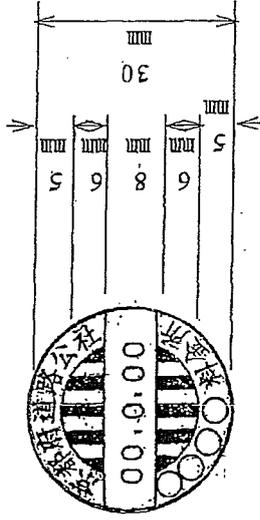
別紙様式23

確認印



別紙様式24

印章



- (注) 1 ゴム印とし、日付のみ回転式とする。
 2 上記を標準とし、管理事務所において作成する。

別紙様式 2.5

通行券類受領書

年 月 日

京都府道路公社
管理事務所長様

〇〇〇〇株式会社
現場代理人 〇〇〇〇

下記のとおり受領いたしました。

料金所名		料金所				
品名	車種	単位	数量	備	考	
磁気カード通行券		枚				
磁気カード予備通行券		枚				
車種 1 車種券		枚				
車種 2 //		枚				
車種 3 //		枚				
車種 4 //		枚				
車種 5 //		枚				
入口勤務カード(1)		枚				
入口勤務カード(2)		枚				
出口勤務カード(1)		枚				
出口勤務カード(1)		枚				
事務所処理カード		枚				
手番領収書		枚				
未納処理票		枚				

別紙様式 2.6

通行券類返納書

年 月 日

京都府道路公社
管理事務所長様

〇〇〇〇株式会社
現場代理人 〇〇〇〇

下記のとおり返納いたします。

料金所名		料金所				
品名	車種	単位	数量	備	考	
磁気カード通行券		枚				
磁気カード予備通行券		枚				
車種 1 車種券		枚				
車種 2 //		枚				
車種 3 //		枚				
車種 4 //		枚				
車種 5 //		枚				
入口勤務カード(1)		枚				
入口勤務カード(2)		枚				
出口勤務カード(1)		枚				
出口勤務カード(1)		枚				
事務所処理カード		枚				
手番領収書		枚				
未納処理票		枚				

別紙様式31

京道管第 号
年 月 日

様

所長 ⑤

事故車取引通知書

あなたの車両(車種 車両登録番号)を当会社において に排除したので、必ず引取期間内に排除費用を支払のうえ、引き取って下さい。もし、引取期間内に引き取らない場合は、当方において処分いたしますので、ご了承下さい。なお、引取期限、排除費用等は、下記のとおりであります。

- 1. 排除実施年月日 年 月 日 記
- 2. 引取期限 年 月 日まで(9:00~17:00まで)ただし、期
(引取時間) 限内にあっても盗難等についての責任は負いませんので、できるだけ早く引き取って下さい。
- 3. 排除費用
- 4. 排除費用納入期限 年 月 日まで
- 5. 排除費用納入(振込)先

(注意) (1) 車両を引き取る場合には、必ず通知書及び排除費用納入に関する領收書を持参して下さい。
(2) 本件についての問合せ、又は連絡先は次のとおりですので、必ず引き取りに来られる前にご連絡下さい。

(機関名) 電話番号 担当者名

- (注意) (イ) 引取期限は、原則として排除した日から2週間以内とする。
- (ロ) 原因者負担金がある場合において、第5条第1項後段の規定により排除費用の納入に関する通知を省略するときは下駄の幅分を採算する。
- (ハ) 3については排除費用のみを徴収する場合には「〇〇円也」原因者負担金と併せて徴収する場合には「原因者負担金とあわせて納入して下さい。」と記入する。

別紙様式32

京道管第 号
年 月 日

様

所長 ⑤

事故車処分通知書

年 月 日付け第 号により通知しましたあなたの車両は、引取期限を既に過ぎていますので、年 月 日までに車両を引き取らない場合には、所有権を放棄したものとみなし、当方において処分いたします。

なお、御異存がある場合には、必ず前記期限内に御連絡下さい。

- (注意) (1) 車両を引き取る場合には、必ず本通知書又は事故車引取通知書を持参して下さい。
- (2) 既に排除費用を支払っているときは、必ずその領收書又は銀行振込の領収書をおわせて持参して下さい。また、排除費用をまだ支払っていないときは、所定の納入先又は当事務所においてお支払い下さい。
- (3) 本件についての問合せ又は連絡先は、次のとおりですので、必ず引き取りに来られる前に御連絡下さい。

(機関名) 電話番号 担当者名

別表 1

自動車の種類		
車種区分	自動車の種類	摘 要
軽自動車等	イ. 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下本表では「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ. 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ハ. 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ニ. 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ホ. けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ヘ. 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト. 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ. けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びハまたはニに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ. 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下及び車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ. 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、または車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
	ル. けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ハまたはニに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘまたはトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリまたはヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ. 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヅ. 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ホ、チ及びブルに該当するものを除く。）
	カ. 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ヨ. 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

(被積載車両等)

第1 受託者は、他の車両を完全に荷台に積載した通行車両については、積載車両の料金を収受するものとし、被積載車両の料金は収受しないものとする。ただし、当該道路内において他の車両を積載したと認められる場合は、直ちに公社にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(けん引車両等)

第2 受託者は、次の各号の一に該当する通行車両については、それぞれの車両の料金を収受しなければならない。

(1) 車両が他の車両をロープ、鎖、鋼索その他けん引するための用具によりけん引しているとき。

(2) 車両が他の車両を前輪又は後輪をつりあげた状態でけん引しているとき。

(3) けん引車と被けん引車が連結されているとき。ただし、けん引と被けん引車を一体としたトレーラーの料金が設定されている場合を除く。

(特種用途自動車)

第3 特種用途自動車の車種区分は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第2条に定めるところにより区分し、そのうち普通自動車又は小型自動車に該当するものは、当該自動車の主たる用途により乗用自動車又は貨物自動車に区分する。

2 特種用途自動車の主たる用途の判別方法は別表2のとおりとする。

3 受託者は、車種区分が困難な特種用途自動車について、通行者からの申し出により当該車種を確認し、車種区分証明書（別記1）を交付することができる。

(自衛隊車両)

第4 自衛隊で使用する車両のうち、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条の規定により道路運送車両法（昭和26年法律第189号）の適用が除外されている自動車については、施行規則第2条に定めるところにより車種区分する。

2 受託者は、前項に規定する車両のうち車種区分が不明確な通行車両については、自衛隊が使用する自動車が行う自動車の検査証の提示を求める等の方法により正確な車種判別を行うよう努めなくてはならない。

3 自衛隊で使用する自動車のうち代表的なものは別表3のとおりである。

(駐留軍車両)

第5 駐留軍籍で使用する車両のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律（昭和27年法律第123号）第1条第2項の規定により自動車の登録に関する規定の適用が除外されている自動車の車種区分は、前条の規定を準用する。

(未登録自動車等)

第6 臨時運転番号標（別記2-1）により通行する自動車は軽自動車であるので、軽自動車として取り扱う。

2 臨時運行許可番号標（別記2-2）及び回送運行許可番号標（別記2-3）により運

行する自動車の車種区分は、当該自動車が登録された場合に該当する車種に区分して取扱う。ただし、製造又改造過程にあり荷台その他の物品積載装置又は運転者以外の者に供する座席が備えられていない単車体の自動車の車種区分の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 専ら貨物を運搬することを目的として作製された自動車で荷台その他の物品積載装置が一切備えられていないもの

ア 小型自動車の構造等に該当する自動車 普通車

イ 3車軸以下でアに掲げる以外の自動車 中型車

ウ 4車軸の自動車（道路法第47条の2規定による通行の許可を受けたものを除く。） 大型車

エ アからウまでに掲げる以外の自動車 特大車

(2) 専ら乗合自動車とすることを目的として作製された自動車で運転者以外の者に供する座席の備えられていないもの

ア 車長が9m未満の自動車 中型車

イ 車長が9m以上の自動車 大型車

3 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和39年法律第109号）第2条第2項の条約締結国登録自動車の車種区分は、第四、第五及び前項に規定する車両を除き、第三の規定を準用する。

4 被けん引車のうち構造及び原動機が不明なものの車種区分は、施行規則第2条に従い当該被けん引車の長さ、幅及び高さにより区分する。

（路線バス）

第7 乗合型自動車のうち、次の名号の一に該当するものは、乗合型自動車（路線）に車種区分する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業の免許を受け、時刻表により定期に一定路線を運行するもの

(2) 前号の車両が当該一定路線内を定期運行するため回送するもの

(3) 一般貸切旅客自動車運送事業の免許を受けた者が、乗合旅客運送の許可を受けて運行するもの（当該許可の期間内に許可された運送区間内を回送するものを含む。）

2 受託者は、第1項第3号に掲げる乗合型自動車の判別については、乗合運送旅客の許可に係る許可書（社団法人バス協会が証明する許可書の写しを含む。）（別記3）の提示を求める等の方法により行う。

別記1

(表面)

高速道路車種区分証明書

車種		車体の形状	
自動車の種類	用途	発行印	
車名		取扱者	
発行	料金所	印	
発行番号			
発行日	年 月 日		
自動車検査証の有効期間			
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
照合印	照合印	照合印	照合印

(裏面)

(ご 注 意)

1. 本証は、本証記載の自動車に限り有効です。
2. 自動車検査証の有効期間が経過したときは、料金所ゲートに自動車検査証を示して証明事項の照合確認をお願いします。照合により自動車検査証の次の有効期間まで本証は有効とします。
3. 本証の記載事項を改変されたときは、本証は無効となります。
4. 自動車の改造を行なう等のため自動車検査証の記載に変更があったときは、自動車検査証をお持ちになり、最寄りの料金所にお申し出ください。
5. 本証が不要となったときは、最寄りの料金所に返却ください。

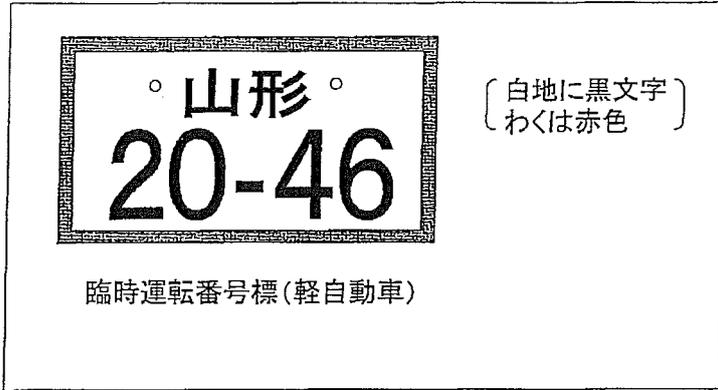
自動車の所有		住所		電話	
者又は使用者		氏名			
乗車定員	人	最大積載量	kg	車両重量	kg
長さ	cm	高さ	cm	総排気量	kw
備考		定格出力		燃料の種類	
設備の状況					
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
照合印	照合印	照合印	照合印	照合印	照合印

(注) 用紙の規格は、B 6 版縦とし、地紋を入れる。紙の色は、浅黄色（普通車）、クリーム色（中型車）、藤色（その他の車種）とする。

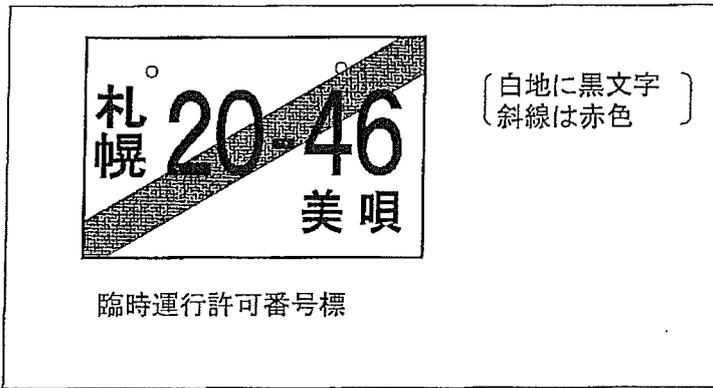
2. 発行方法

- ① 通行者の申し出（自動車検査証を再三求められる等、車種判定に不満を申し出る者、車種判別が一見困難な車両については、証明書を発行するので料金所通行時に提示の協力を要請する。）により自動車検査証の提示を受け、車種を判定する。
- ② 管理事務所等の長（委託の料金所にあつては、料金所長。以下「料金所長等」という。）は、自動車検査証の記載事項、軸数等必要な事項を証明書に油性サインペン等で丁寧に記入する。（自動車検査証の複写が可能な場合は、通行者の了解を得て複写する。）
- ③ 料金所長等は、発行印欄に要領第 40 条に定める印章を、所長確認欄に所長私印を押印する。発行番号は料金所ごとの連番とする。
- ④ 証明書の写し 1 通を作成の上、証明書を通行者に交付し、料金所で当該証明書を示すよう要請する。
- ⑤ 証明書の写しは証明書回収又は発行後 20 年間保存するものとする。
- ⑥ 収受員は、証明書の提示があつたときは、登録番号が異なる等明らかに証明内容に疑義が生じた場合を除き、当該車種で処理する。
- ⑦ 収受員は、自動車検査証の有効期間が経過した旨の申し出があり、又は経過した証明書を発見したときは、自動車検査証の提示を求め、記載事項を確認し、次期の自動車検査証の有効期間を記入し、照合印欄に印章の押印を行った上、通行者に証明書を返却する。
- ⑧ 通行者から車両の変更、改造又は証明書の紛失の申し出があつたときは、再度証明書を発行する。（旧証明書の回収が可能な場合は回収する。）
- ⑨ 前項により証明書を回収したとき、又は通行者から証明書は不要となつた旨の申し出があり、回収したときは、発行料金所に返送する。
- ⑩ 料金所長等が不在のため、即時に証明書を発行できないときは、後日、管理事務所等から郵送するものとする。（送料は公社負担）

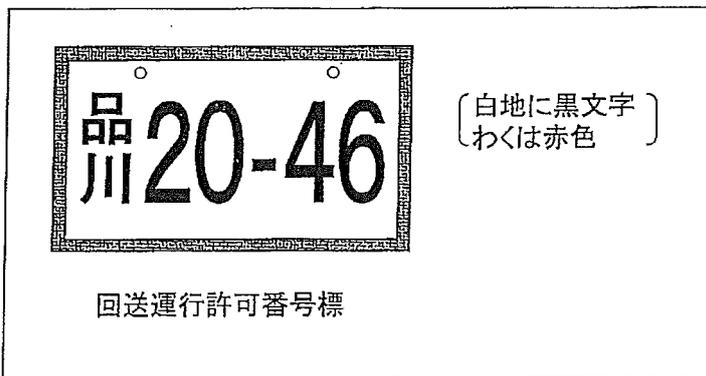
別記2-1



別記2-2



別記2-3



別記 3

(注) 本様式は、社団法人東京バス協会が発行するものであり、近畿運輸局等各車両ごとに乗合旅客運送許可証明書が発行されている場合は、各車両ごとに当該証明書を携行させ、各車両ごとに許可を証する証書の発行がない運輸局管内のバスについては、本様式に準じてバス協会等の証明がある証明書（写し）を携行するよう措置するものとする。

証第	号	年	月	日
<h2 style="margin: 0;">乗合旅客運送許可証明書</h2>				
事業者名				
使用車両の種別				
運送期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	
運送区間				
運送する旅客	道路運送法第24条2の許可による旅客			
許可年月日及び番号	年	月	日	第 号

別表 2

取扱い	摘 要	備 考
乗用自動車	自動車検査証に最大積載量の記載がなくかつ特種の用途の供されている設備（運転者席及びこれと並列の座席以外の座席以外の部分をいう。）が専ら人の運搬の供されているもの（特殊用途に供されている設備の操作のための座席などは人の運搬に供するものとは扱わない。）	代表的事例 救急車 護送車 キャンピング車 （注）車両総重量が 8 t 以上で乗車定員が 10 人以下のもの及び最大積載量の記載があるものは「貨物自動車」として取扱う。
貨物自動車	上記以外のもの	代表的事例 現金輸送車 検査測定車 タンク車 穴掘建柱車 ウインチ車 クレーン車 くい打車 梯子車 郵便車 冷凍冷蔵車 散水車 塵芥車 糞尿車 放送中継車

（参考） 5 車種区分を採用する道路における普通自動車の区分（軽自動車、小型自動車、特種自動車についてはそれぞれの区分となる。）

乗車定員	1～10人	11～29人	30人以上
車両総重量 8 t 未満かつ最大積載量 5 t 未満	乗用…普通 貨物…中型	中型	特大
車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上	大型（注）	車長 9 m 未満…大型 車長 9 m 以上…特大	

（注） 4 車軸以上の自動車（車両制限令の限度以内の 4 車軸の自動車は除く。）は、特大車。

別表3

名 称	自動車の規格			乗定 車員		最大積載量 (kg)	車重量 (kg)	排気量 (cc)	原動機	軸 数	該当させる自動車の種類	高速道路の車種	備 考
	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	人	#1								
1/4Tトラック(1/43ジープ)	3.33	1.59	1.85	2	4	250	1,245	2,384	ディーゼル	2	小型貨物自動車	普通車	#2
73式小型トラック(1/2Tジープ)	3.75	1.66	1.95	2	6	340	1,450	2,695	"	2	小型貨物自動車	普通車	#2
73式中型トラック(11/2Tジープ)	5.36	2.09	2.49	2	16	2,000	3,240	4,507	"	2	普通貨物自動車	中型車	乗合型(マイクロ)扱い
11/2T救急車	5.54	2.14	2.87	11	-	-	3,990	4,507	"	2	特種用途自動車	中型車	
中型トラック(4×2)	4.69	1.69	1.99	3	17	2,000	1,910	2,663	"	2	普通貨物自動車	普通車	
大型トラック(4×2)	6.81	2.17	2.80	3	25	4,500	7,980	6,925	"	2	普通貨物自動車	大型車	
73式大型トラック(31/2TTトラック)	6.67	2.41	3.02	2	24	6,000	6,810	9,971	"	3	普通貨物自動車	大型車	
73式大型トラック(31/2TTトラック)改	8.13	2.47	3.08	2	2	6,000	7,980	9,971	"	3	普通貨物自動車	大型車	
31/2Tタンク	7.17	2.49	3.30	2	-	5,000	9,460	9,971	"	3	普通貨物自動車	大型車	
31/2T水タンク車	6.58	2.45	2.81	2	-	5,000	7,780	9,971	"	3	普通貨物自動車	大型車	
4Tトラック(6×6)	7.69	2.44	2.92	2	22	8,000	8,040	7,982	"	3	普通貨物自動車	大型車	
74式特大型トラック	9.25	2.49	3.06	3	35	10,000	9,860	14,886	"	3	普通貨物自動車	大型車	#3
74式特大型トラック(短)	8.18	2.49	3.05	3	23	10,000	9,580	14,886	"	3	普通貨物自動車	大型車	
特大型トラック(6×4)	9.86	2.49	3.17	3	39	10,500	9,170	9,970	"	3	普通貨物自動車	大型車	
特大型タンク	8.14	2.49	3.10	2	-	9,000	10,690	16,031	"	3	普通貨物自動車	大型車	
軽トラック	7.81	2.49	3.06	2	-	-	14,200	9,971	"	3	特種用途自動車	大型車	貨物扱い
4Tトラック	9.30	2.45	2.88	2	-	-	13,700	7,698	"	3	特種用途自動車	大型車	貨物扱い
重トラック	9.32	2.49	3.23	2	-	-	18,100	14,886	"	3	特種用途自動車	大型車	貨物扱い
浮のう縮トラック	9.23	2.50	3.00	2	-	7,250	11,380	14,886	"	3	普通貨物自動車	大型車	貨物扱い
81式自走架柱橋	9.60	2.85	3.40	2	-	-	21,800	17,737	"	3	普通貨物自動車	大型車	貨物扱い
70式自走浮橋	11.40	2.80	3.50	4	-	-	24,000	17,892	"	3	普通貨物自動車	大型車	#3
中型セミトレ及び同けん引車	15.92	2.50	2.94	2	-	20,000	16,040	17,737	"	3+1	トローラー	特大車	#3
大型セミトレ及び同けん引車	15.65	2.49	2.83	2	-	25,000	18,190	17,737	"	3+1	トローラー	特大車	
特大型セミトレ及び同けん引車	16.26	3.29	2.91	3	-	40,000	17,510	18,608	"	3+1	トローラー	特大車	
新特大型セミトレ及び同けん引車	16.99	3.49	3.15	3	-	50,000	20,465	20,039	"	3+1	トローラー	特大車	
82式据置通信車	5.72	2.48	2.38	8	-	-	13,600	14,022	"	3	特種用途自動車	大型車	貨物扱い
87式偵察警戒車	5.99	2.48	2.80	5	-	-	14,000	14,022	"	3	特種用途自動車	大型車	貨物扱い
施設工作車(31/2T)	7.30	2.49	2.87	2	-	6,000	14,050	12,011	"	3	普通貨物自動車	大型車	貨物扱い
道路警備作業車	7.89	2.48	3.20	2	-	-	12,500	12,011	"	3	特種用途自動車	大型車	#3
1/4Tトローラー	2.81	1.54	1.12	-	-	250	285	-	被けん引車	1			#4
1Tトローラー	3.66	1.98	2.05	-	-	1,000	950	-	"	1			#5
1T水トローラー	3.49	1.86	1.66	-	-	1,000	920	-	"	1			#5
2T単葉トローラー	3.68	2.24	1.68	-	-	2,000	1,215	-	"	1			#5
ポータルタイプトローラー	5.16	2.48	1.21	-	-	2,500	1,460	-	"	1			#5
救急トローラー	4.18	2.09	1.84	-	-	650	1,650	-	"	1			#5
地震警報装置	3.90	2.40	2.40	-	-	-	2,400	-	"	1			#5

(注) #1 貨物積載がない場合の定員
 #2 ガンリン2000cc超ならば中型車
 #3 4軸車ならば特大車
 #4 1/4トラックでけん引(この場合中型車)されることが多い
 #5 73式大型トラックでけん引(この場合大型車)されることが多い

別表 4

審査項目	照 合 す べ き 書 類 等			備 考
	出 力 帳 票 等	勤務カード	そ の 他	
1. 入口收受業務の審査				
通行券の発行枚数	勤務確認書（入口） 交付枚数		通行券個人別受払簿等 配布枚数	照合
	勤務確認書（入口） 交付枚数			照合
	車判台数			
予備通行券の発行枚数	勤務確認書（入口） 予備通行券交付枚数		予備通行券受払簿 発行枚数	照合、発行理由の審査
誤発行等不渡通行券の 発行枚数		勤務カード（1） 勤務カード（2）	誤発行通行券 発行枚数	照合
特別処理	勤務確認書（入口） 特別処理件数 特別処理明細	勤務カード（2）		特別処理の原因確認
通行券発券機の状況確認	勤務確認書（入口）			状況確認
2. 出口收受業務の審査				
取扱台数		勤務カード（1） 確認台数	回収通行券の枚数	照合
收受した金額	勤務確認書（出口） 收受した現金 收受すべき現金	勤務カード（1） 勤務カード（2）		照合
つり銭準備金の確認			つり銭準備金の確認	確認
手書領収書			手書領収書の発行	理由と内容の確認
特別処理	勤務確認書（出口） 特別処理件数 特別処理明細	勤務カード（2）		
	回数券等		回収した回数券、駐留 軍、無料証明、通行止め 乗り継ぎ証明書	件数と券類の枚数との 確認
	Uターン車の発生			証明書内容確認及び枚 数と件数の確認 通行の事実確認
	救急車 強行突破車 車種変更 券読取不能 プレート掛け 申告台数 単独通行券		変更確認書	事実内容、措置の確認 件数と内容の確認 件数と通行券の確認 件数と内容の確認 件数と内容の確認 件数と内容の確認
			障害者有料道路通行料 金割引証	記載内容の確認（*）
3. 事務処理の審査				
特別処理	勤務確認書（出口） 特別処理件数 特別処理明細 （事務所処理件数）		事務所処理カード	内容の審査 件数と券類の枚数との 確認 照合
未納金	事務所処理明細			
4. 日報等の審査				
料金収入	料金収入日報 その他各種明細		未納処理票、未納金台帳	照合
閉鎖車線	閉鎖車線明細			閉鎖車線の通行の有無 及びその内容の審査
5. その他 監視員が指示する事項				

(参考)

要領内の「別に定める」について

第18条

3 前項のほか修正が必要な事実が生じた場合は、別に定める修正通知書を作成しなければならない。

「西日本高速道路（株）の所定様式」を準用する。

第23条

2 前項第7号及び第8号に規定する通行車両の取扱いについては、別に定める。

第7号、第8号 未制定であるが、Uターン処理を行う。

「西日本高速道路（株）料金徴収事務取扱規程及び料金收受業務事務処理要領の運用について」を準用する。

第28条

2 受託者は、前項の通行者について、軍用車両有料道路通行証明書を携行していないとき、又は、当該証明書を券面記載事項と異なって使用したときは、所定の料金を現金その他の方法により收受しなければならない。ただしやむを得ない理由があると認められる通行者については、別に定める誓約書を徴するとともに、後日証明書を送付するよう通告のうえ通行させるものとする。

未制定であるが、誓約書の書式をそなえたもの。(和英文併記)

第32条 受託者は、第23条第6号に規定する通行車両（料金を徴収しない車両を定める告示（昭和31年10月25日付け建設省告示第1695号（以下「建設省告示」という。））第7号に基づき発行された道路通行証による通行車両を除く。）のうち、公務従事車両証明書による通行車両以外の通行車両については、公社が別にその取扱いを定めたものを除き、当該通行者から用務等の内容を聴取し、身分証明書等の提示を求めたうえ通行させるものとする。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車については、身分証明書等の提示を求めることなく通行させることができる。

未制定であるが、未制定の場合の取扱いは本文にある。

第43条 受託者は、勤務の交替の都度、直ちに現金計算室等の定められた場所において、收受した現金、つり銭準備金及び回収券類の整理を行い、金種別現金納入票（別記様式第3号）の作成その他別に定める処理を行わなければならない。

西日本高速道路（株）の「料金徴収事務取扱規程及び料金收受業務事務処理要領の運用について」を準用する。

第48条 ETCシステム設置料金所に係る業務については、別に定める各マニュアルのほか、本節に定めるところによる。

西日本高速道路（株）の「料金徴収事務取扱規程及び料金收受業務事務処理要領の運用について」を準用する。

第69条 受託者は、料金所において収受した料金を別に定めるところにより会社が指示した方法により引継ぎをしなければならない。
定めていないが、仕様書により指示している。

第74条 この要領に定めのない事項及びこの要領を実施するために必要な事項は別に定める。

西日本高速道路（株）の「料金徴収事務取扱規程及び料金收受業務事務処理要領の運用について」に準じた定めを必要が生じたときに定める。